

矢作川総合第二期地区
北部併設水路管理施設検討ほか業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため北部地域水管理システムに係る補足設計及び岩倉管理所に係る建築設計を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)のうち「A等級」の参加資格の確認を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。 なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者	

項 目	内 容	備考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1－6条 (一般事項) 第1－7条 (管理技術者) 第1－8条	・照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4－1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書（設）第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果物のミス、不備等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木	

項 目	内 容	備考																																												
(照査技術者) 第1－9条	技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td></td><td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> 農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木又は農業農村工学）、技術士（総合技術監理－農業土木又は農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備等を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。 1 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td></td><td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> 農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木又は農業農村工学）、技術士（総合技術監理－農業土木又は農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備等を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。 3 共通仕様書第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。 (1) 基本条件の検討段階 (2) 詳細条件の検討段階 (3) 成果品とりまとめ段階	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用	農業－農業土木	農業－農業農村工学	電気電子	電子応用	農業	農業土木		農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－	電気電子	－	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用	農業－農業土木	農業－農業農村工学	電気電子	電子応用	農業	農業土木		農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－	電気電子	－	
資 格	技術部門	選択科目																																												
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用																																												
		農業－農業土木																																												
		農業－農業農村工学																																												
	電気電子	電子応用																																												
	農業	農業土木																																												
		農業農村工学																																												
博士	農学																																													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－																																												
	電気電子	－																																												
資 格	技術部門	選択科目																																												
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用																																												
		農業－農業土木																																												
		農業－農業農村工学																																												
	電気電子	電子応用																																												
	農業	農業土木																																												
		農業農村工学																																												
博士	農学																																													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－																																												
	電気電子	－																																												

項 目	内 容	備考																																								
(担当技術者) 第 1－10 条	4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																																									
(技術者情報の登録) 第 1－11 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																																									
(保険加入) 第 1－12 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																									
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	設計の基本事項に関しては、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次の技術基準等を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。																																									
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」</td><td></td><td>令和 6 年 6 月</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>令和 3 年 6 月</td></tr><tr><td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「水路工」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>平成 26 年 3 月</td></tr><tr><td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>平成 26 年 7 月</td></tr><tr><td>5</td><td>水管理制御方式技術指針 (計画設計編)</td><td></td><td>令和 6 年 10 月</td></tr><tr><td>6</td><td>電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)</td><td>(社) 農業土木機械化協会</td><td>令和元年 9 月</td></tr><tr><td>7</td><td>電気設備計画設計技術指針 (通信編)</td><td>(社) 建設電気技術協会</td><td>平成 29 年 11 月</td></tr><tr><td>8</td><td>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説</td><td>(社) 公共建築協会</td><td>令和 3 年 2 月</td></tr><tr><td>9</td><td>配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144)</td><td>(社) 日本電機工業会</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」		令和 6 年 6 月	2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月	3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月	4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月	5	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)		令和 6 年 10 月	6	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木機械化協会	令和元年 9 月	7	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技術協会	平成 29 年 11 月	8	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	(社) 公共建築協会	令和 3 年 2 月	9	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144)	(社) 日本電機工業会	平成 29 年 3 月	
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																																							
1	土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」		令和 6 年 6 月																																							
2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月																																							
3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月																																							
4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月																																							
5	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)		令和 6 年 10 月																																							
6	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木機械化協会	令和元年 9 月																																							
7	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技術協会	平成 29 年 11 月																																							
8	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	(社) 公共建築協会	令和 3 年 2 月																																							
9	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144)	(社) 日本電機工業会	平成 29 年 3 月																																							

項 目	内 容	備考																												
(設計条件) 第2－2条	(1) 対象施設の設計基本条件 矢作川総合第二期地区の実施により大規模地震の発生による災害を未然に防止するため、北部幹線水路、豊田幹線水路及び北部併設水路の遠方監視制御を行う水管理対象施設、監視制御対象設備の整備が対象である。なお、対象設備は設計図面のとおりである。 北部幹線水路 延長 15.8 km 設計流量 6.869 m3/s 豊田幹線水路 延長 6.0km 設計流量 0.369m3/s 北部幹線併路 延長 5.8 km 設計流量 3.82 m3/s (2) 建築物の設計 官庁営繕の技術基準等一覧（国土交通省官庁営繕作成 https://www.mlit.go.jp/common/001408349.pdf）に基づき設計を行う。																													
(参考図書) 第2－3条	設計業務の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、次表によるものとし、これ以外の図書を適用する場合は、監督職員と打合せるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定（改訂）年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>（社）農業農村工学会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr><tr><td>2</td><td>雷害対策設計施工要領（案）・同解説</td><td>（社）建設電気技術協会</td><td>平成 31 年 4 月</td></tr><tr><td>3</td><td>耐雷対策設計ガイド</td><td>（社）日本雷保護システム工業会</td><td>平成 28 年 1 月</td></tr><tr><td>4</td><td>内線規程 JEAC8001-2022</td><td>（社）日本電気協会</td><td>令和 4 年 12 月</td></tr><tr><td>5</td><td>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</td><td>（社）日本建築学会</td><td>平成 30 年 12 月</td></tr><tr><td>6</td><td>鋼構造許容応力度設計規準</td><td>（社）日本建築学会</td><td>令和元年 10 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定（改訂）年月	1	土地改良事業設計指針「耐震設計」	（社）農業農村工学会	平成 27 年 5 月	2	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	（社）建設電気技術協会	平成 31 年 4 月	3	耐雷対策設計ガイド	（社）日本雷保護システム工業会	平成 28 年 1 月	4	内線規程 JEAC8001-2022	（社）日本電気協会	令和 4 年 12 月	5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	（社）日本建築学会	平成 30 年 12 月	6	鋼構造許容応力度設計規準	（社）日本建築学会	令和元年 10 月	
番号	名 称	発 行 所	制定（改訂）年月																											
1	土地改良事業設計指針「耐震設計」	（社）農業農村工学会	平成 27 年 5 月																											
2	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	（社）建設電気技術協会	平成 31 年 4 月																											
3	耐雷対策設計ガイド	（社）日本雷保護システム工業会	平成 28 年 1 月																											
4	内線規程 JEAC8001-2022	（社）日本電気協会	令和 4 年 12 月																											
5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	（社）日本建築学会	平成 30 年 12 月																											
6	鋼構造許容応力度設計規準	（社）日本建築学会	令和元年 10 月																											
(貸与資料等) 第2－4条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書（案）</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="2">業務報告書</td><td>平成 25 年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 25 年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工 2 号取水門修繕業務</td><td>1 式</td></tr></table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1 式	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書（案）	1 式	業務報告書	平成 25 年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務	1 式	平成 25 年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工 2 号取水門修繕業務	1 式																
分 類	貸 与 資 料	数 量																												
現況資料	矢作川総合事業誌	1 式																												
	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書（案）	1 式																												
業務報告書	平成 25 年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務	1 式																												
	平成 25 年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工 2 号取水門修繕業務	1 式																												

項 目	内 容			備考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2－5条		平成28年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1式	
		平成30年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1式	
		令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その2業務	1式	
		令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計 業務	1式	
		令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部水管理システム基本設計業務	1式	
		令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設計 他業務	1式	
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業 務	1式	
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分土工補足設計他業 務	1式	
		令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1式	
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務	1式	
		令和6年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線水路分流工ほか仮設計画検討 業務	1式	
		令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路水管理システムほか 実施設計業務	1式	
第3章 設計作業 (作業項目及び数量) 第3－1条	第2－3条及び2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次の とおりとする。 (1) 適用図書、参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾があ る場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するもの とする。 (2) 適用図書及び参考書等は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂 された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、 監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納し なければならない。			本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表に示すとおりである。

項 目	内 容		備考												
(設計作業の留意点) 第3－2条	<作業項目表> <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・水管理制御設備補足設計</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>・建築設計（新岩倉管理所実施設計）</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>・その他</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>			作 業 項 目	数量	備 考	・水管理制御設備補足設計	1 式		・建築設計（新岩倉管理所実施設計）	1 式		・その他	1 式	
	作 業 項 目	数量	備 考												
・水管理制御設備補足設計	1 式														
・建築設計（新岩倉管理所実施設計）	1 式														
・その他	1 式														
	設計作業の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 本業務の成果品（案）については、令和9年1月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。 (2) 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (6) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 (7) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (8) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。 なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム（NETIS）については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (9) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 (10) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。														
(業務の成果品質確保対策) 第3－3条	契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の														

項 目	内 容	備考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	うえ、対応するものとする。 1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。 なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他 (2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。 なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地踏査経費に含まれている。 「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は最終打合せ経費に含まれている。 5 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 6 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1から4によりこれを実施するものとする。	

項 目	内 容	備考
第4章 打合せ等 (打合せ) 第4-1条	1 使用する機器・ソフトウェア受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 （URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性 確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 （1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 （2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い （1）受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 （2）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 （3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL （http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（基本条件検討段階） 第3回 中間打合せ（詳細条件検討段階） 第4回 中間打合せ（施工計画作成段階） 最終回 成果品とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合	

項 目	内 容	備考
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条 (図面の提出) 第5-3条 (写真の提出) 第5-4条 第6章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第6-1条 第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。 写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。 技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。 (1) 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については、事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 (2) 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。	

項 目	内 容	備考
(業務スライドの 試行) 第7-2条	(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。	

項 目	内 容	備考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

作業項目内訳表

I. 業務対象施設

施設項目	規格等	数量
岩倉管理所	岩倉取水工	1箇所
北部幹線水路	御作分水工 飯野M分水工 西中山M分水工 西M分水工 簗川放水工 簗川放余水工 豊田M分水工	7箇所
豊田幹線水路	舞木分水工	1箇所
北部幹線併設水路	分流工 飯野川放水工 飯野B分水工 合流工 西B分水工 豊田B分水工 舞木B分水工 西中山川放水工	8箇所

II. 作業項目及び作業内容

II-1. 水管理制御設備補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
3. 診断調査	以下に示す設備について機能診断調査を実施する。なお、概略診断調査を想定しているが、詳細診断が必要な場合は監督職員と協議すること。 ①油圧シリンダー（岩倉取水工流量調整ゲート） ②油圧配管（岩倉取水工土砂吐ゲート） ③計装設備（北部幹線水路の各施設）	1式	
4. 実施設計			
A. 被管理施設	過年度業務での設計内容を基に対象地区の個々の施設の布線計画を決定し、詳細検討を行う。 ①分流工（飯野川放水工等を含む） ②西M分水工 ③豊田M分水工（合流工、舞木B分水工等を含む）	1式	
B. 中央管理制御施設	過年度業務での設計内容を基に、新岩倉管理所への設置機器・設置方法、雷対策等の再検討を行う。	1式	
C. パンザマスト設計計算	過年度業務での調査結果を基に、以下の施設に設置するパンザマストの構造計算（地震時、暴風時）を行い、パンザマストの規格を決定する。 ①岩倉管理所 ②分流工 ③西M分水工 ④豊田M分水工	1式	
D. 機器仕様等	3. の調査結果を基に、以下に示す設備の機器仕様等を決	1式	

	定し、工事实施に必要な資料を作成する。 ①油圧シリンダー（岩倉取水工流量調整ゲート） ②油圧配管（岩倉取水工土砂吐ゲート） ③計装設備（北部幹線水路の各施設）		
5. 施工計画の作成	過年度業務及び本業務での設計内容を基に既設機器から新設機器への切替手順等施工計画の作成及び概略工事工程表の作成を行う。	1 式	
6. 概算工事費の積算	設置から撤去に係る機器リストの作成、機器費、概算工事費、管理費、構造図等の積算資料の作成を行う。	1 式	
7. 標準積算システム入力	事業所において、標準積算システムを利用して施設毎の積算書を作成する。 なお、作成に当たっては事前に積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定、施工単価条件の選定等）に関する積算資料、特別単価等の作成を行うものとする。 積算資料の作成については、100 ページを想定しており、特別単価については 10 単価の作成を想定しているが、大きく乖離する場合は監督職員と協議するものとする。	1 式	
8. 特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。	1 式	

II-2. 建築設計（新岩倉管理所実施設計）

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
2. 資料の検討	業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	
3. 設計計画			
A. 実施設計	過年度業務での設計内容を基に、建築設計及び設備設計を行う。なお、過年度業務にて検討した新岩倉管理所（案）は以下のとおり。 階数：3 階建て 延べ面積：298m ² （99.4m ² ×3 階） 構造：混構造（1 階：鉄筋コンクリート造、2 階以上：木造）	1 式	
B. 構造計算	本業務での設計内容を基に、各部の詳細な構造計算を行う。	1 式	
4. 附帯施設の検討	（1）過年度業務を基に車庫及び駐車場の設計を行う。 （2）油庫及び駐車場の更新計画を考慮し、場内整備工を検討する。 （3）既設の油庫、車庫の仮設計画及び撤去計画を検討する。	1 式	
5. 図面作成	平面図、立面図、正面図、側面図、矩形図、配線図、場内整備図、撤去図、その他工事实施に必要な図面を作成する。	1 式	
6. 施工計画の作成	過年度業務及び本業務での設計内容を基に、工事实施に必要な施工計画を検討する。	1 式	
7. 特別仕様書の作成	工事实施に必要な特別仕様書を作成する。	1 式	
8. 数量計算書の作成	工事实施に必要な数量計算書を作成する。	1 式	
9. 概算工事費の積算	概算工事費を算定する。	1 式	
10. 積算書の作成	公共建築工事積算基準等に基づき積算を行い、積算書を作成する。	1 式	
11. 協議資料の作成	業務の実施に当たり必要となる建築主事や河川管理者、道路管理者、砂防管理者などの関係機関との協議を整理する	1 式	

	とともに、関係諸法規に基づく届出、申請等に必要な資料を作成する。		
--	----------------------------------	--	--

Ⅱ-3. その他

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 工程計画の検討	Ⅱ-1 及びⅡ-2 の設計内容を踏まえた岩倉管理所における工事の全体的な工程計画を検討する。	1 式	
2. 総合検討	総合的に検討し、今後の作業に当たっての留意点等を付記する。	1 式	
3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
4. 取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	
5. 公開用成果品作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	